

都市計画変更素案について

東京都市計画道路幹線街路補助線街路第 229 号線

令和4年2月



東京都

都市計画変更素案のあらまし

東京都市計画道路幹線街路補助線街路第229号線（以下「補助第229号線」といいます。）は、練馬区旭丘一丁目から杉並区井草三丁目を経由して、練馬区関町南四丁目に至る延長約10,220mの道路です。

これまで東京都と特別区及び26市2町は、都市計画道路の整備を計画的、効率的に進めるため、おおむね10年間で優先的に整備すべき路線を定めた「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」（平成28（2016）年3月）を策定し、事業の推進に努めてきました。

一方、都内の都市計画道路は、長期的視点で都市計画決定しており、鋭意その整備に取り組んでいるものの、その事業量は多く、整備に時間を要します。このため、都はこれまでも、都市計画道路の必要性の検証を行い、適宜、計画の見直しを行ってきました。

令和元年11月に策定した「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」では、第四次事業化計画の将来都市道路ネットワークの検証で必要性が確認された路線のうち、優先整備路線等として選定しなかった未着手の都市計画道路を対象とし、検証を行いました。

都市計画道路（事業中または優先整備路線等を除く。）のうち、概成道路*となっている区間を対象とし、都市計画道路に求められる機能に着目し、道路構造条例等における現道幅員や道路構造条例以外の地域の実情による評価を行いました。これらを踏まえ、概成道路の検証を実施し、「計画の変更（現道合わせ）」とする区間としました。

補助第229号線の補助第76号線付近から杉並区道1904号線付近の区間については、歩道部と車道部を合わせた現道の総幅員が評価幅員以上で、歩道部及び車道部のそれぞれの現道幅員が評価幅員以上であることを満たしていることから、計画の変更を行うこととし、都市計画変更素案をとりまとめました。

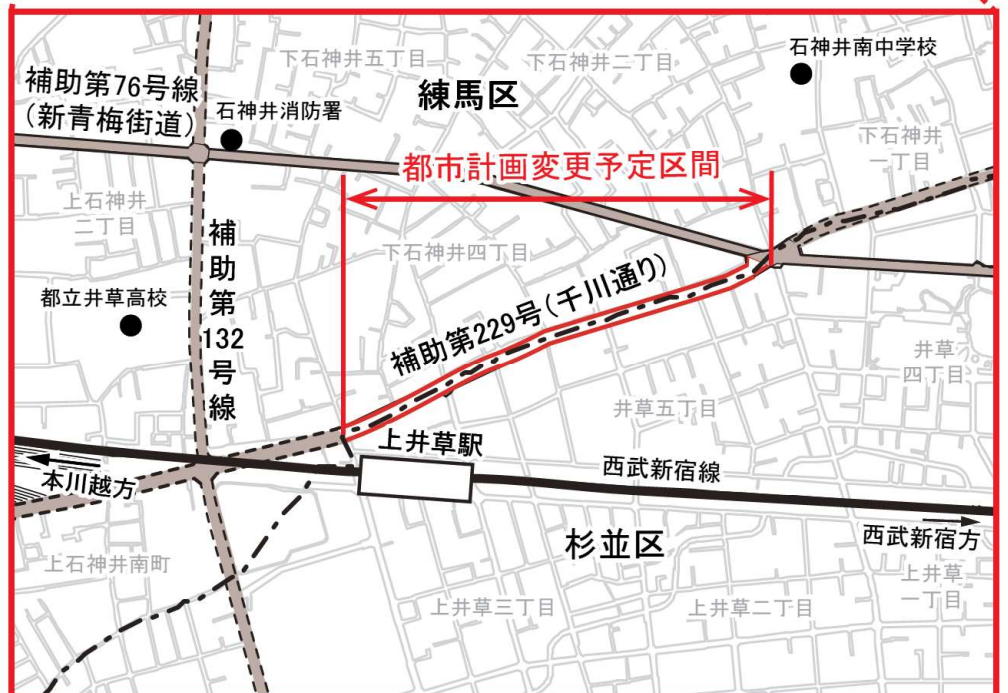
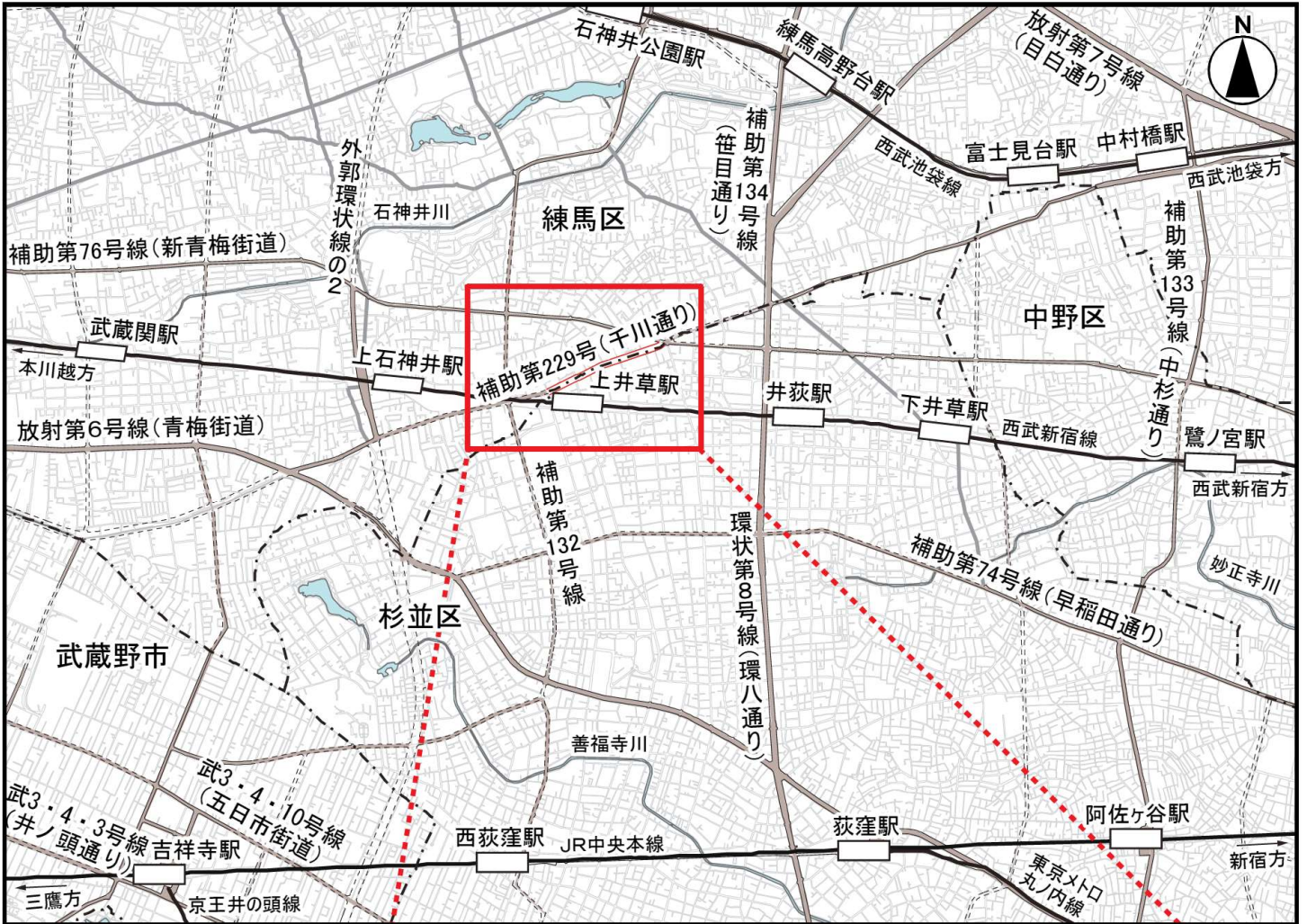
※概成道路（区部の場合）：計画幅員15m以上の場合、現況幅員が計画の60%以上又は18m以上の道路
計画幅員15m未満の場合、現況幅員が8m以上の道路

都市計画変更の概要

○東京都市計画道路幹線街路補助線街路第229号線については、補助第76号線付近から杉並区道1904号線付近の区間の幅員変更を行います。

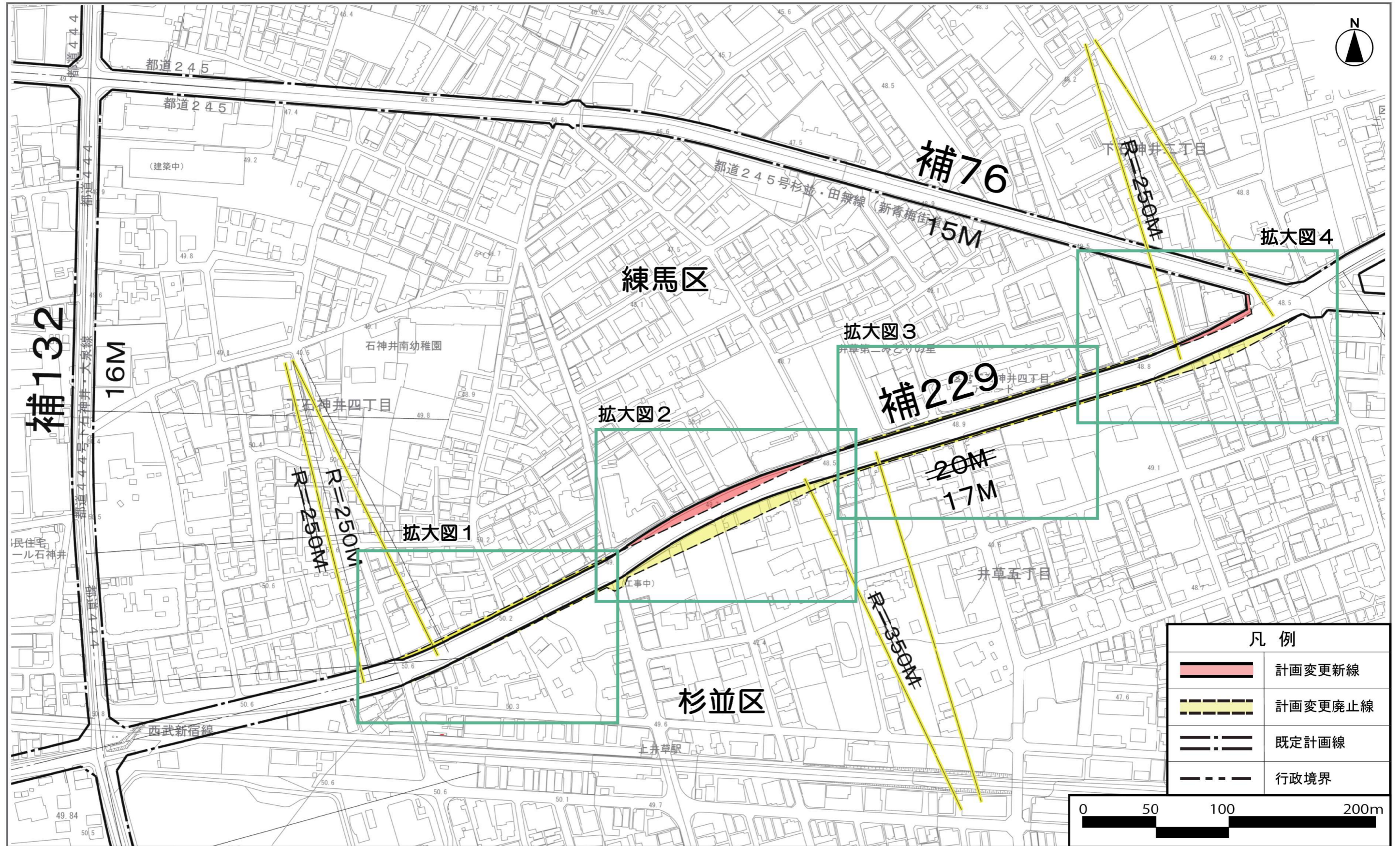
都市計画道路名		東京都市計画道路幹線街路補助線街路第229号線
変更区間	起点	練馬区下石神井四丁目
	終点	杉並区井草五丁目
	延長	約660m
幅員の変更		20m → 17m

位置図



- 凡 例 —
- 都市計画道路 (変更予定区間)
 - 都市計画道路 (完了・事業中)
 - 都市計画道路 (概成)
 - 都市計画道路 (未整備)

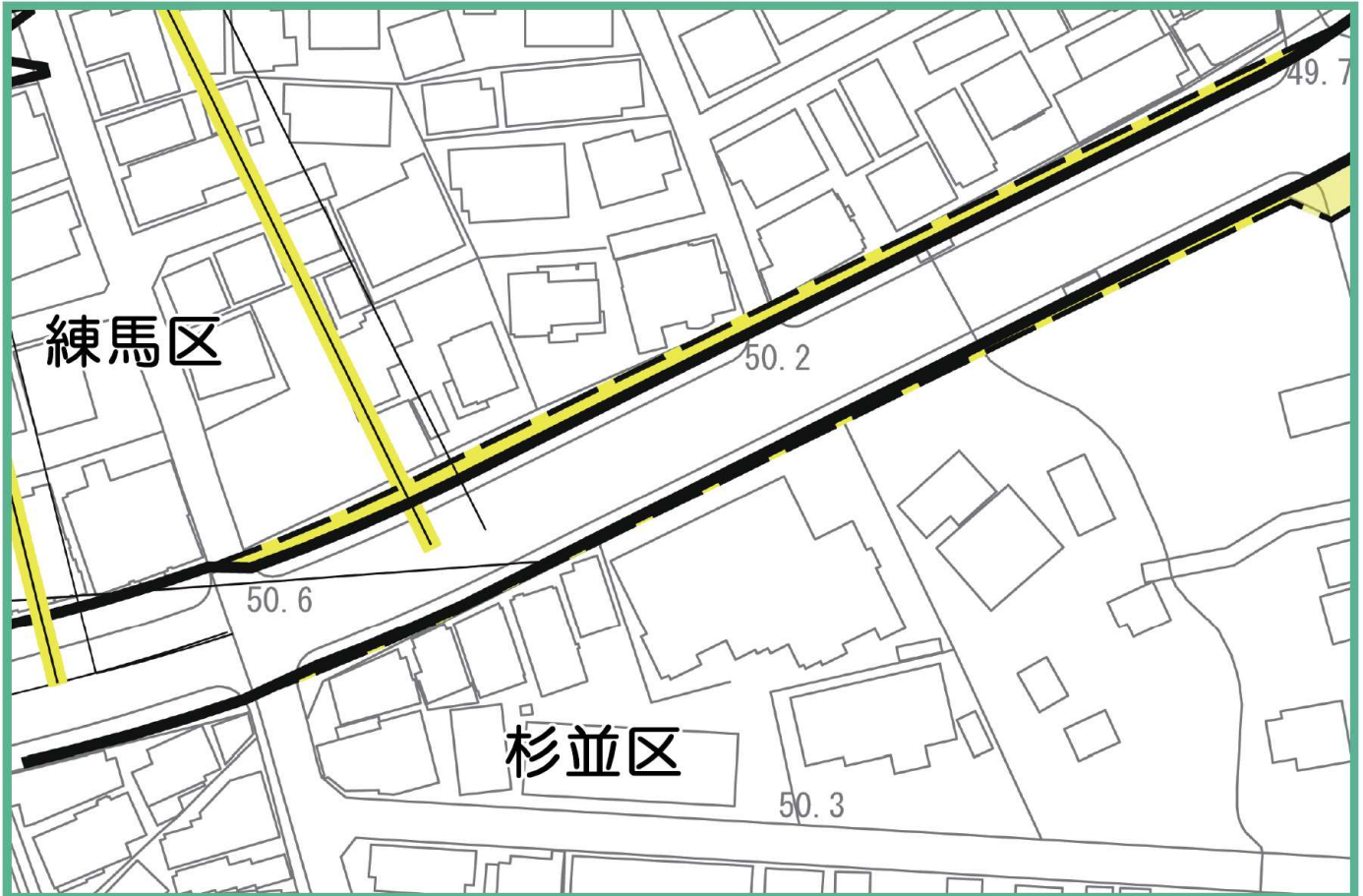
計画概要図



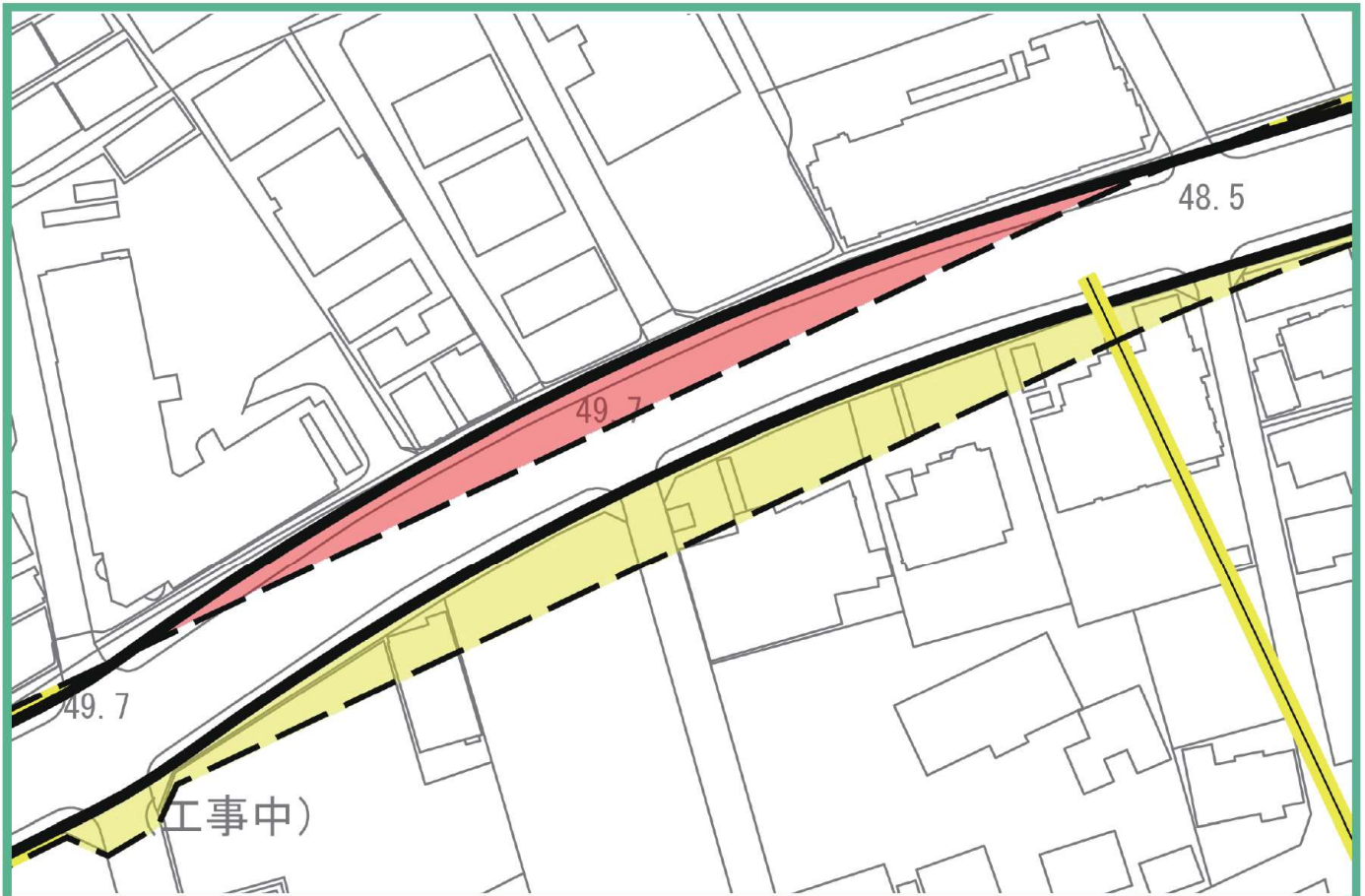
この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(2都市基交第620号)して作成したものです。無断複製を禁じます。
 (承認番号)2都市基街都第178号、令和2年9月16日
 この図面は平成24年に実施した航空測量を基に作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合があります。

拡大図 I

■ 拡大図 1



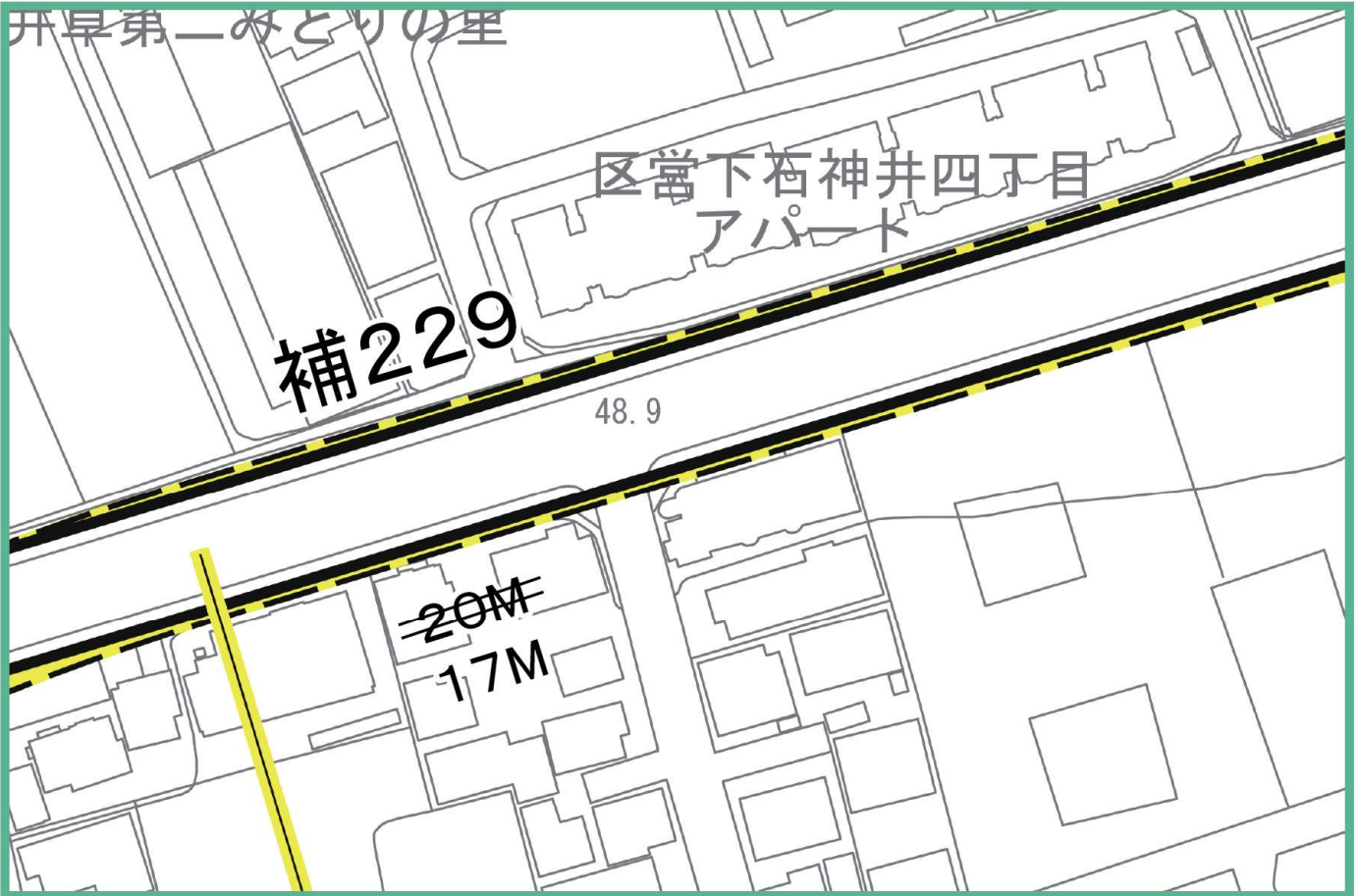
■ 拡大図 2



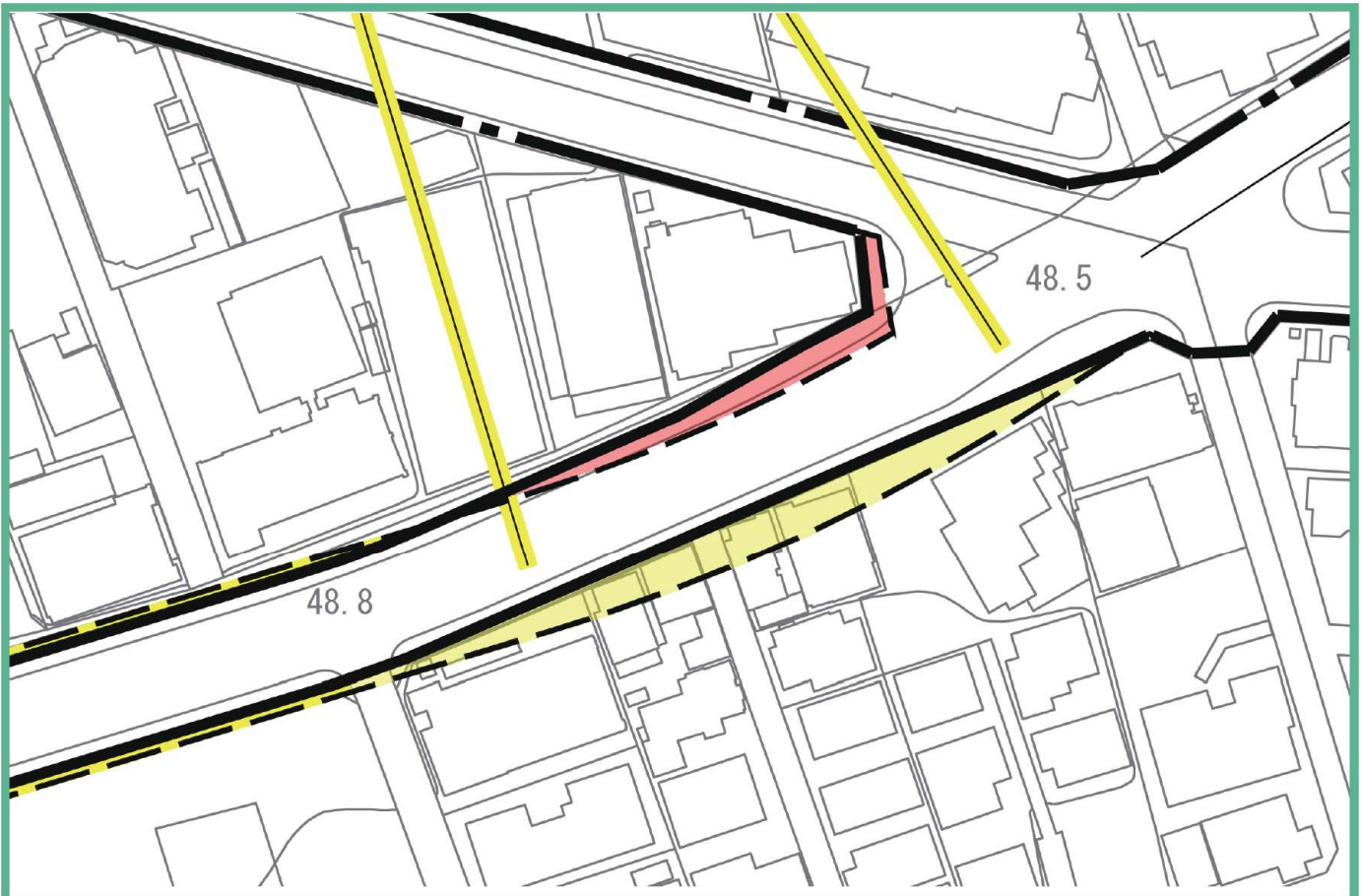
拡大図Ⅱ

■拡大図3

井早第一みどりの里



■拡大図4



都市計画変更の手続の流れ

令和4年2月

都市計画変更素案の説明

都市計画変更案の作成

都市計画変更案の公告・縦覧

関係区市町村の住民
及び利害関係人の意見書

関係区市町村の意見

都市計画審議会

都市計画決定・告示

■お問合せ先

東京都 都市整備局 都市基盤部 街路計画課 街路計画調整担当

電話：03-5388-3379

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

都庁第二本庁舎 11階南側



リサイクル適性[®]
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



登録番号(3)62
令和4年2月発行